

# 令和3年藤枝市議会定例会9月定例会議会

## 総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

令和3年9月29日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案6件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、認第3号

「令和2年度 藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号

「令和2年度 藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

歳入の1款1項1目中、駐車場使用料について、「駅前・駅北口ともに使用料が減少しているが、新型コロナウイルス感染症対策での、外出自粛等によるものと考えてよいか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。特に4月から5月の緊急事態宣言が発令された際には、駐車場使用料が前年比約30%まで落ち込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

### 次に、第56号議案

「藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 次に、第57号議案

「附属機関の委員任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」について、申し上げます。

公務災害補償等審査会について、「委員が常任ではなくなるが、支障はないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この審査会は補償内容等に不服の申立てがあった場合に開催されるため、申立てがあつてからの委嘱でも支障はない。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 次に、第58号議案

「藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「改正による市民等への影響について、また、提供可能な情報の範囲について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「従業員が転職等をする際に、本人の同意があれば、従前の勤務先から新たな勤務先に対して、特定個人情報提供が可能となる。今までは従業員本人が新たな勤務先に情報提供する必要があったため、市民や事業者の負担が軽減されることが期待される。

また、提供可能な情報範囲はマイナンバー以外に、税や社会保険の事務に必要な氏名、住所、生年月日等が想定されている。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 最後に、第59号議案

「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「減免申請手続の見直しについて、どのように周知するか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「令和2年度減免対象者に現況確認の通知を行う予定であり、今後は現況に変更がない場合は申請が不要で、変更した場合に申告が必要となる。また、虚偽申告等は減免を取消す場合もあるので、併せて周知徹底を図る。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。